

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由利本荘市長 湊 貴信

市町村名 (市町村コード)	由利本荘市 (05210)	
地域名 (地域内農業集落名)	岩城地区 (愛宕町、大町、最上町、赤平、富田、泉田、滝俣、福俣、上蛇田、下蛇田、六呂田、下黒川、上黒川、二古1、二古2、)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月19日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

認定農業者等の地域内の農業を担う者は35人であり、その拡大意向の面積は144.25haである。地域内の担い手の高齢化が進んでおり、離農や規模縮小の増加が予想される。そのため、新たな担い手の確保・育成とともに、担い手への農地の集積・集約を進め、効率的な営農を図っていくことが必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

稲作を中心としつつ、認定農業者や集落営農組織、法人を中心としたそば、大豆の作付により、効果的な農地利用を継続していく。法人等の後継者を含む新規就農者について、地域内外から受け入れを行いながら、遊休農地の増加を防止し、地区内の農地を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	647.83 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	647.83 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
耕作可能な農地について、地権者を含めた情報の共有を行いつつ、農業委員・農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管理機構を活用して集積・集約化を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸付の意向がある農地について、農地中間管理機構を活用し、担い手への集積を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地や農道、水路の状況を見ながら、地域での話し合いを基に検討を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手の確保・育成を進めつつ、地以外からの担い手についても受け入れを図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
無人ヘリコプターによる病虫害防除。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払い交付金や中山間地域等直接支払い交付金の活動組織による取り組みを継続し、農地保全や施設の維持管理に取り組んでいく。